

フラッシュアップシリーズ 1

「公的年金」

受給開始時期の選択肢の拡大について



社会保険労務士
渋谷 篤敬 (しぶや あつとし)

プロフィール
年金時代年金相談レベルアップ講座を約9年間隔月執筆、事例でレベルアップ年金相談Q&Aを2007年度版から編集協力、年金事務所・年金相談センター・市役所・金融機関などで8000件以上の対面による年金相談実績を持つ。

今後、現役世代の急速な人口減少が見込まれ、人手不足が進行することが予測されています。このため外国人技能実習制度に加え、高齢者や女性の就業を進める必要があります。また、健康寿命も延びてより多くの人が、これまでよりも長い期間多様な形で働くことが見込まれています。

このような社会・経済状況の変化に対応し、世代間および世代内の公平性を確保する観点から公的年金制度を長期的に持続可能な制度とするために2020年6月、年金制度の機能強化のための法律が公布されました。

この法律で、下記の①～③のように、大きな改正が行われました。

① 社会保険の適用が拡大されます。現在、パート・アルバイトなどの短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金）の加入は従業員規模が501人以上となっています（従業員500人以下でも労使合意のある企業や地方自治体の事業所は適用拡大が、既に実施されています。）が、22年10月からは101人以上の企業に、24年10月からは51人以上の企業に勤める短時間労働者が対象になります。対象者は将来、国民年金に加えて厚生年金が支給され、年金額が働いた分だけ増えていきます。

② 22年4月から、65歳未満の在職中の年金調整額が21年度の28万円から65歳以上と同様の47万円になります。多くの方が在職老齢年金制度による年金支給停止額が減り（なくなり）、年金収入が確実に増えます。

③ 22年4月から、65歳以降に社会保険に加入しつつ働き続けると、その分だけ毎年、年金額が増えていきます。年に一度、9月1日を基準日として、直近1年間の標準報酬額（被保険者の収入をもとに決められた計算方法で計算されます）を反映して年金額が計算し直され、10月から改定された年金額が受けられます。従来は、65歳以降継続して働いていた場合、70歳になるか、退職して1カ月を経過しないと年金額は改定されませんでしたので、大きな改善になります。他にもさまざまな改正点がありますが、今回は年金の繰上げ・繰下げについて解説していきます。22年4月から、65歳未満の人が年金の繰上げ受給を選んだ場合、減額率が1カ月あたり0.5%から0.4%に引き下げられます。例えば、65歳から受ける老齢基礎年金や老齢厚生年金を60歳まで繰上げた場合、改正前は減額率が0.5%×60カ月＝30%でしたが、改正後の減額率は、0.4%×60カ

月＝24%となります。受取額が改正前より少し増額されます。年代により60歳から64歳に受けられる特別支給の老齢厚生年金は、60歳から年金の支給開始年齢までの間で繰上げて受けることができますが、その場合は65歳からの老齢基礎年金も一緒に繰上げて受給することになります。また、老齢基礎年金は、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢から65歳になるまでの間に単独で繰上げることができます。

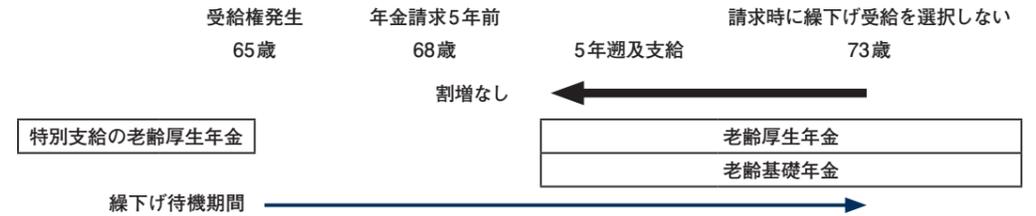
ただし、繰上げする際は、さまざまな注意点がありますので、それらを考慮して慎重に繰上げを選択する必要があります。

次に繰下げ受給について見ていきます。22年4月から繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。繰下げ増額率は従来と変わらず1カ月あたり0.7%です。75歳まで受給を繰下げた場合は、年金額が84%増額します。75歳以降は、繰下げ増額率は84%で一定です。改正後のしくみが適用されるのは、1952年4月2日以降に生まれた人で、22年4月1日以降に70歳になる人です。繰下げ受給開始を選択した場合に、年金の受取総額が65歳開始の通常受給よりも多くなるのは、受給開始からおよそ12年

<改正前>

2023年3月までは、70歳以降に年金請求を行い、かつ繰下げ受給ではなく本来の支給開始年齢からの年金受給を選択した場合、5年間遡及して割増が一切ない年金が一括支給されます。

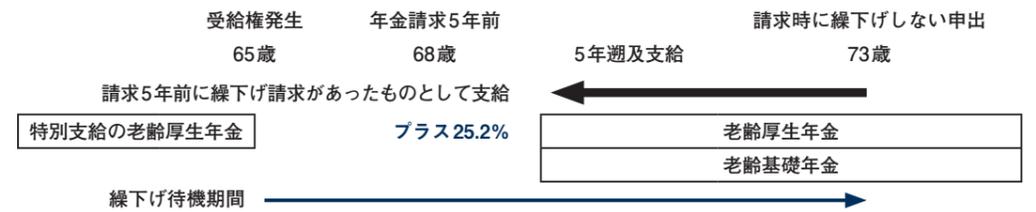
<例示> 73歳で繰下げをしようと思っていたが、その時点で繰下げ請求しないと意思表示があった場合68歳から割増なしの年金が5年間遡及して一括支給されます。



<改正後>

2023年4月から、70歳以降に年金請求を行い、かつ繰下げ受給ではなく本来の支給開始年齢からの年金受給を選択した場合、5年前に繰下げ申出があったものとして、年金が支給されます。

<例示> 73歳で繰下げをしようと思っていたが、その時点で繰下げ請求しないと意思表示があった場合



後となります。つまり繰下げ受給の年金総額が、およそ12年後に65歳からの通常受給の年金総額を追い越し、その後は長生きすればするほど繰下げしたメリットを受けることができます。

さらに23年4月から、70歳を過ぎても年金請求をしても、5年前に繰下げ請求をしたとみなして年金を増額する仕組みが設けられます。これは70歳以降に年金請求を行い、かつ繰下げ受給ではなく本来の支給開始年齢からの年金受給を選択した場合、改正後は、5年前に繰下げの申し出があったものとして年金が支給されるようになります。具体例として、上図のように73歳で繰下げをしようと思っていたが、その時点で繰下げ受給をしないと意思表示があった場合、68歳時点の割増率0.7%×36カ月＝25.2%割増で5年分遡及支給され、73歳以降も25.2%の割増率で受給します。

また、73歳から繰下げ受給した場合

は、8年分の繰下げ割増率67.2%で73歳から受給します。従来より、受給開始時期の選択肢が拡大されます。

ただし、80歳に到達した日（80歳の誕生日の前日）以降に請求した場合、この措置は適用されません。改正後のしくみが適用となるのは1952年4月2日以降に生まれた人です。

23年3月まででも、繰下げ時点で繰下げ請求をしないで、65歳からの割増なしの年金をさかのぼって受け取ることもできます。つまり、繰下げ時点で繰下げ受給を選ぶか、繰下げ請求をせずに66歳以降に65歳にさかのぼって、繰下げ割増のない本来の年金を請求するか選択することができます。ただし、時効により遡及して支払われるのは最大5年間の範囲です。改正前（23年3月まで）の具体例として、68歳で繰下げ請求をして、68歳から3年分25.2%割増しの年金を一生受けるか、65歳に遡及して割増なしの年金を3年分一括で受給し、68歳以降も割増なしの年金を一生受けるかの選択肢があるということです。68歳時点である程度まとまったお金が必要な場合は、65歳に遡及して割増なしの年金を3年分一括で受給することも検討する価値はあると思います。繰下げ受給の手続きは、65歳の誕生日に日本年金機構から送られてくるハガキ形式の年金請求書で、繰下げの意思を示します。繰下げ方法は「老齢基礎年金のみを繰下げる」、「老齢厚生年金のみを繰下げる」、「老齢基礎・老齢厚生年金両方を繰下げる」の3通りあります。そして受給開始を66歳以降に繰下げることを選択した場合、その年金の繰下げ受給開始時点で改めて繰下げ請求書を提出し、年金請求の手続きを行います。請求した日の属する月の増額率で、繰下げ請求を行った日の属する月の翌月分からの受給となります。